

# 佐賀県後期高齢者医療広域連合における女性職員の活躍に関する特定事業主 行動計画

平成28年3月31日  
佐賀県後期高齢者医療広域連合

佐賀県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、広域連合長が策定する特定事業主行動計画である。

## 1 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

## 2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

広域連合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取り組みの実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととする。

## 3 女性職員の活躍の推進に向けた現状分析及び数値目標

広域連合は、「後期高齢者医療制度」の施行に伴い、佐賀県内の全市町で組織、設立された特別地方公共団体である。

全職員が佐賀県内の市町から地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項に基づき派遣された職員であり、広域連合が採用、昇任及び人事評価等の人事政策を独自に実施していないため、本計画においては、広域連合が任用する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号及び第22条第5項に規定する職員（以下「臨時職員等」という。）のみを対象とする。

よって、法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。）第2条に基づき、広域連合事務局において、広域連合が採用する臨時職員等の職業生活における活躍に関する状況を把握し、分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

## (1) 現状分析

### ①臨時職員等に占める女性職員の割合

項目	平成26年4月1日	平成27年4月1日
臨時職員等の数	5人	5人
うち女性職員数	5人	5人
女性職員の占める割合	100%	100%

### ②臨時職員等の年次有給休暇の取得率

項目	平成26年度	平成27年度
取得率	86.6%	94.4%

## (2) 数値目標

①臨時職員等における女性の占める割合を60%以上とする。

②臨時職員等の年次有給休暇の取得率を90%以上とする。

## 4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

「3 女性職員の活躍の推進に向けた現状分析及び数値目標」で掲げた(2)数値目標の達成に向け、期間中次に掲げる取組を行う。

**目標①：臨時職員等における女性の占める割合を60%以上とする。**

### 取組内容

広域連合が採用している臨時職員等の募集に際して、女性が活躍できる働きやすい職場であることを求人票等にも記載して、女性の占める割合を今後も維持していく。

**目標②：臨時職員等の年次有給休暇の取得率を90%以上とする。**

### 取組内容

ワークライフバランス推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場環境を整え、年次有給休暇の90%以上の取得に向けて、日常的に臨時職員等への周知を徹底し、取得を促す。